

大規模災害時における石油燃料の確保のための備蓄に関する協定

小笠原村（以下「甲」という。）、東京都小笠原支庁（以下「乙」という。）及び小笠原商事有限会社（以下「丙」という。）は、小笠原村父島における石油燃料の確保に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、南海トラフ地震に伴う津波被害等の大規模災害に備え、甲、乙及び丙が連携し、道路啓開等の応急・復旧活動に必要な軽油を津波浸水区域外に備蓄することを目的とする。

（協定期間）

第2条 本協定の期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとし、期間満了の3か月前までに甲、乙及び丙のいずれからも異議申立てがない場合は、さらに1年間期間を延長するものとし、その後においても同様とする。

（連携の内容）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ丙から軽油を購入し、当該軽油を流通在庫備蓄方式により甲が管理する屋外貯蔵施設において軽油を備蓄する。

（役割分担）

第4条 前条の連携における甲、乙及び丙の業務分担は、次のとおりとする。

（1）甲の役割

屋外貯蔵施設の提供、備蓄する軽油の確保及び管理、備蓄していた軽油の流通に向けた輸送

（2）乙の役割

備蓄する軽油の確保及び寄託、備蓄していた軽油の流通に向けた輸送

（3）丙の役割

備蓄していた軽油の流通、流通させた軽油の補充、輸送の協力

（備蓄に係る購入等）

第5条 第3条に規定する軽油の購入、保管及び輸送に係る数量、時期、方法及び費用は、契約により定めるものとする。

（協力・連携事項）

第6条 災害発生時においては、甲、乙及び丙が連携し、備蓄された軽油を応急・復旧活動に供することとし、平時から災害時における燃料の供給に必要な資機材の操作の習熟等に努めるものとする。

(費用の負担)

第7条 本協定に係る経費の負担については、第4条に基づき分担した自己の業務に要する費用を各自が負担するものとする。

(解除)

第8条 本協定の目的を達成することが著しく困難となった場合には、甲、乙及び丙が協議の上、本協定を解除することができる。

(協議)

第9条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲、乙及び丙押印の上、各1通を保有する。

令和8年9月1日

東京都小笠原村父島字西町
甲 小笠原村
小笠原村長 渋谷 正昭

東京都小笠原村父島字西町
乙 東京都小笠原支庁
小笠原支庁長 濱中 哲彦

東京都小笠原村父島字西町
丙 小笠原商事有限公司
代表取締役 瀬堀 ロッキ